

指名停止措置一覧

令和 8 年 9 月 7 日現在

1 建設工事関係

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	当該資格者の元社員が、同社の事務所で営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和 8 年 5 月 12 日に不正競争防止法違反で逮捕されたことによる。	別表第 2 第 5 号 (3) 不正又は不誠実な行為及び同基準運用指針 3 第 7 ア	R8. 7. 22～ R8. 10. 21 (3 月)
2	株式会社竹中土木	東京都江東区新砂1-1-1	当該資格者が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働安全衛生法違反の罪により、令和 8 年 6 月 10 日に羽曳野簡易裁判所から略式命令を受けたことによる。	別表第 2 第 5 号 (3) 不正又は不誠実な行為及び同基準運用指針 3 第 7 ア	R8. 7. 22～ R8. 10. 21 (3 月)
3	株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4-1-13	令和 8 年 8 月 19 日、同社の社員が背任の容疑で大阪府警察に逮捕されたことによる。	別表第 2 第 5 号 (3) 不正又は不誠実な行為及び同基準運用指針 3 第 7 ア	R8. 9. 7～ R8. 12. 6 (3 月)

2 建設関連業務委託

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
-----	------	-------	---------	------	--------

該当なし

3 物品の買入れ等関係（他の業種における原因の登録者を含む）

No.	資格者名	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	当該資格者の元社員が、同社の事務所で営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和 8 年 5 月 12 日に不正競争防止法違反で逮捕されたことによる。	別表第 2 第 5 号 (3) 不正又は不誠実な行為及び同基準運用指針 3 第 7 ア	R8. 7. 22～ R8. 10. 21 (3 月)